

ゆとりある子育てのための支援

子ども医療費助成制度

野田市では小学校3年生までの医療費を負担する保護者に保険診療分の医療費の助成を行っています。

医療機関受診時に市が発行した「野田市子ども医療費助成受給券」を保険証とともに医療機関の窓口に提示すると、原則として通院1回（入院は1日目から）につき200円の自己負担だけになる制度です。（ただし、調剤、市区町村民税非課税世帯等はすべて無料です。）

受給券は、お子様の出生届や転入届の提出時に申請をして交付を受けてください。

●問合せ

児童家庭課児童給付係
■ 7125-1111(内線 2136)

●助成対象

野田市に住民登録または外国人登録があり、健康保険に加入している小学校3年生までの子ども（生活保護世帯で、医療費が助成される子どもは対象になりません）

●助成内容

助成区分：健康保険適用分の医療費
(通院・入院・調剤)

自己負担額：通院／1回につき200円
入院／1日につき200円
調剤／無料

※市区町村民税非課税世帯等は無料

対象外となる費用：健康保険が適用されないもの（予防接種、健康診断、薬の容器代、差額ベッド代など）

交通事故など第三者行為による医療費、学校内の傷病などで独立行政法人日本スポーツ振興センターが適用される医療費

子ども手当

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの対象となる子どもを養育している方に支給されます。

（出生届や転入届の提出だけでは受給できませんのでご注意下さい。）

●支給金額

子ども一人につき月額13,000円
※所得制限はありません

●問合せ

児童家庭課児童給付係
■ 7125-1111(内線 2136)

●申請できる方

中学校修了前までの子どもを養育している方で、野田市に住民登録がある方

※外国人の方も支給要件（在留資格など）を満たせば手当を受けることができます。公務員の方は勤務先へ申請してください。

●受給資格の認定

手当は申請した日の属する月の翌月から支給します。ただし、月末の出生、転入の場合は、出生、転入日の翌日から15日以内に手続きを行えば、出生、転入日の翌月分から支給となります。

※平成23年10月分以降の手当については市報等でお知らせします

幼稚園就園奨励費補助金

野田市に在住している児童を幼稚園（幼稚園類似施設を含む）に入園させている保護者の経済的負担を軽減することを目的に補助しています。

●申請手続

就園中の幼稚園を経由して行ってください。

●補助金支給額

幼稚園の運営形態（公立・私立・類似施設）や保護者世帯の市民税額、兄弟の有無などで補助金額が異なります（所得制限あり）。

●問合せ

学校教育課 ■ 7125-1111(内線 2989)

就学援助費制度

経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難であると認められる方に対し、学用品費や給食費などの援助を実施しています。

●申請手続

就学中の学校を経由して行ってください。

●就学援助支給の内容

学用品費／通学用品費／新入学児童生徒用品費等／修学旅行費／校外活動費／給食費／医療費

●援助が受けられる方

(1) 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方。

(2) 病気・事故・災害並びに失業等により収入が不安定で経済的に困窮していると認められる方。

(3) 児童扶養手当を受けている方。（収入状況によって認定されない場合もあります。）

※世帯全員の収入（年収）が、認定基準額を下回る場合に認められます

※年度の途中においても経済状況が困難になった場合は、随時受付をいたします

●問合せ

学校教育課 ■ 7125-1111(内線 2989)